

外来アライグマの現状と問題点

アライグマの日本におけるアライグマ分布拡大の経緯と現況

1962年 愛知県犬山市での動物展示施設飼育個体の逃亡 → 岐阜県へ拡大

1979年 北海道恵庭市での飼育個体逃亡

その後、神奈川県鎌倉市・和歌山県・東京都・京都府・大阪府などからも野生での繁殖情報が続出

現在は、一時的な保護等を含めると（福島）・島根・愛媛・佐賀・（鹿児島）を除く42都道府県から捕獲・保護情報が得られている。

分布拡大の様子が比較的把握されている北海道の例では、分布は道内各地に分散されており、発生源は一つではなく、各地で逃亡・遺棄による野生化が多発していると考えられる → 他府県も同様と推測



（北海道環境生活部自然環境課資料より）

定着・拡散には二つのタイプがみられる

- ・酪農地帯を核として定着し、繁殖・拡散する北海道タイプ
- ・市街地（住宅地）を核として定着し、繁殖・拡散する鎌倉市タイプ

被害の状況（特に生態系に関するもの）

生態系被害に関しては、以下のものに影響が及んでいるという情報がある

北海道：ニホンザリガニ・エゾサンショウウオ・カエル類の捕食

アオサギの営巣地を襲撃

フクロウ類の営巣木の乗っ取り

キタキツネ・エゾタヌキとの競合

(今後のシマフクロウ・タンチョウヅルなどへの影響を危惧)

神奈川県：アカテガニ・アシハラガニ・トウキョウサンショウウオの捕食

ホンドタヌキとの競合

感染症・寄生虫等関連については、

北海道：タヌキ回虫・レストスピラ菌（調査個体の4割が感染）

和歌山県：アライグマ糞線虫・ラーラ胃虫

農業等被害に関しては、コーン・スイカ・メロン等の商品作物や畜牛・養魚場・養鶏場への被害がでている

→ 北海道の農業等被害額は毎年約三千万円で推移

原産国の文献などからは、水鳥をはじめとする鳥類全般への影響（食卵を含む）・ウミガメの卵の捕食・マスカラットなどへの影響等が報告されているが、基本的に雑食であるためにあらゆる生物相への影響が危惧される

対策の全国的な概況

北海道：平成13年に「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」で特定移入動物に指定し、飼育を届け出制とする。動物販売業者に対しては、販売実績の記録の保管義務や飼い主に対する十分な情報提供を義務付け、飼い主に対しては知事への届出義務及び適切な飼育や不妊手術といった遵守事項を規定。

平成15年に「アライグマ対策基本方針」を策定し、野外からの排除を最終目標とする。平成15年度より「アライグマ対策行動計画」を毎年策定しているが、資金不足のために結果が伴っていない状況にある。

神奈川県：鎌倉市など各市で有害鳥獣駆除による対応。県としての対応は検討中。

愛知県：対策マニュアル作成のための情報収集を開始。

和歌山県：第9次鳥獣保護事業計画で有害鳥獣にアライグマの項目を新設し、対策費を予算化。田辺市では「アライグマ対策会議」を組織し、捕獲事業を進めている。

大阪府：今年度から大阪府アライグマ被害対策検討委員会を設置。

今後の対策における留意点

- ・ 現在アライグマを飼育している個人・施設等が飼育を放棄し、野外に放逐しないような質が必要
- ・ 一部の動物愛護団体等から殺処分反対の意見が出されているが、在来の生態系保護のために外来種管理が必要であるという啓発が重要。
- ・ 捕獲駆除を進めるにあたって、在来種の混獲を防ぐ手法の開発及び制度の検討が必要

諸外国での侵入例

ヨーロッパ・ロシア：ドイツのヘッセン州での野生化に端を発し、フランス・オランダ・ポーランドまでに生息域が拡大。ロシアでは毛皮目的で 1936 年から各地で放逐され、ウクライナ・コーカサス・白ロシア・キルギス・ウズベク・沿海州などに定着。狩猟鳥への影響、特にボレシェ沼沢地ではホオジロガモ減少の要因とされた。

西インド諸島：1932 年にフロリダから導入。ピーナッツやトウモロコシに被害。